

枚方市ふるさと寄附金返礼品協力事業者公募要項

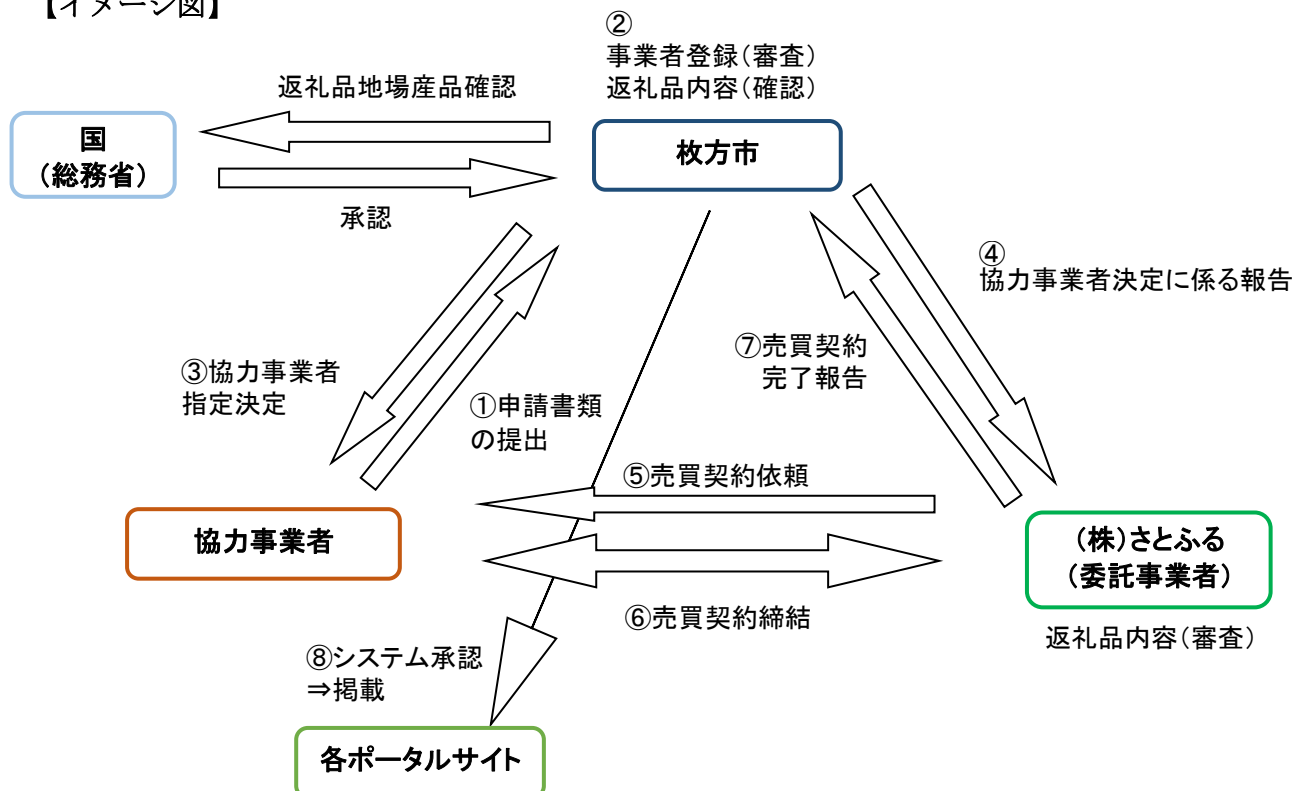
1. 目 的

枚方市では、「ふるさと寄附金（納税）制度」を通じて本市の魅力を広くPRするとともに、財源の確保及び地域産業の活性化等を図るため、個人で一定額以上の寄附をいただいた方に返礼品を提供しています。これに伴い、返礼品の提供に協力いただける事業者（以下「協力事業者」という）を募集します。

2. 事業概要

- （１）本市の返礼品は、寄附者が寄附金額に応じて、ふるさと納税ポータルサイト等から希望する商品を自由に選択できる制度を採用します。提供いただく商品が、本市ふるさと納税の返礼品として認められた場合は、各サイトを通じて広く紹介します。全体のスケジュールは「10. 全体のスケジュール」（P. 4）に記載しています。
- （２）効率的な運営、安心安全に配慮した返礼品の手配、寄附者データの適正管理や苦情対応に万全を期すため、市は返礼品取扱業務全般を株式会社さとふる（以下「委託事業者」）に委託しています。協力事業者として決定後、委託事業者と返礼品の調達、在庫管理、配送、支払い等に関する売買契約を締結してください。

【イメージ図】



3. 協力事業者の要件

次の（ア）から（ウ）の全ての要件を満たしてください。なお、本要項でいう事業者とは、法人その他団体又は個人事業主をいいます。

- （ア）生産・製造・販売等に関する各種法令等を遵守していること。
- （イ）代表者等が、枚方市暴力団排除条例第2条第2号及び第3号に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者ではないこと。
- （ウ）申込み時に、税の滞納がないこと。
 - ・枚方市に納税義務を有する場合：枚方市税の滞納がないこと。
 - ・枚方市に納税義務を有しない場合：国税の滞納がないこと。

4. 返礼品の要件

（1）

●全ての返礼品に共通する要件

- （ア）枚方市のPRにつながる魅力があり、総務省が示す「地場産品基準」を満たす商品であること（P.別紙①参照）。
- （イ）公序良俗に反するものでないこと。
- （ウ）食品衛生法、食品表示法、商標法、特許法、著作権法、不正競争防止法、不当景品類及び不当表示法等関係法規を遵守し、違反していないものであること。
- （エ）品質及び数量の面において安定供給が見込めること。ただし、季節限定、期間限定等の場合は、提供期間内において安定供給が見込めるものであること。
- （オ）返礼品に関する情報（返礼品の説明文や写真データ等）が提供可能であること。写真データ等について、協力事業者以外の第三者が著作権を持つ画像を使用する場合には、必ず利用の許諾を受けていること。

●食品に関連する要件

- （ア）営業許可と食品表示について、枚方市保健所などとの事前確認が完了しているものであること（製造拠点の管轄の保健所や必要に応じて都道府県関連部署にも確認が必要な場合があります）。
- （イ）飲食物については、寄附者のもとに到着後5日間以上の賞味（消費）期限が保証されるものであること。

（2）協力事業者が設定する返礼品の提供価格から、寄附金額が3割以下となるよう市が設定します（市が協力事業者に支払う調達額は、返礼品の提供価格（税込）と同額とします）。なお、返礼品の価格には原則消費税と梱包代を含むものとします。また、市は返礼品の負担額に加え、送料の実費を負担します。なお、委託事業者から協力事業者への返礼品の実費額の振込みにかかる手数料は協力事業者の負担となります。

寄附金額の設定は原則最低5,000円から、1,000円単位とします。

（3）協力事業者間で連携して応募する場合は、事業者同士での話し合い及び市への報告が必要です。

5. 募集期間

随時応募を受け付けています。なお、各ポータルサイトでの寄附受付開始は、審査、契約等が完了次第となります（申請から最短で概ね2か月～3か月後。申請のタイミング次第ではそれ以上かかる場合もあります）。

※市の審査のほか、総務省による審査が行われます。通常総務省への確認は1カ月程で終わりますが、疑義が生じた場合はそれ以上かかる場合があります。

※食品に関する返礼品については、営業許可と食品表示について、事前に確認が完了している必要があります。事前確認が終了していない商品がある場合は、委託事業者との手続きに進めません。

6. 新たな返礼品を提供いただく場合

- （1）新たに返礼品の提供を希望される場合は、広報プロモーション課へ事前に相談及び調整の上、以下（ア）～（エ）をそれぞれ決められた方式で提出してください。なお、申請内容の確認や返礼品の提供における関係法規の遵守を確認するため、本市が別途資料の提出を求めた場合は、必要かつ十分な資料を提出してください。

＜提出物＞

（ア）枚方市ふるさと寄附金 返礼品協力事業者申請書（新規用）【様式1】

（イ）事業者登録シート、お礼品登録シート、写真データ、食品の場合は食品ラベル等、その他必要に応じ市が提出を求めるもの（営業許可証の写しなど）【様式2】

（ウ）滞納無証明書

※枚方市に納税義務を有しない場合は、「納税証明書（法人：様式その3の3、個人：様式その3の2）」（いずれも提出日から3カ月以内に発行されたもの）

（エ）誓約書

※（ア）・（イ）はメール、（ウ）・（エ）は原本を郵送または直接広報プロモーション課へ。

- （2）市は、前号の提出書類の内容を審査の上、適当と認めたときは、協力事業者として決定し、その旨を通知します。

7. 既に返礼品を提供いただいている場合（品目の追加・変更）

- （1）既に提供をいただいている返礼品の追加及び変更を希望される場合は、以下（ア）（イ）を本市へ提出の上、本市承認後にさとふるお礼品システムからご申請ください。なお、申請内容の確認や返礼品の提供における関係法規の遵守を確認するため、本市が別途資料の提出を求めた場合は、必要かつ十分な資料を提出してください。

＜提出物＞

（ア）枚方市ふるさと寄附金 返礼品協力事業者申請書（変更・追加用）【様式1】

（イ）お礼品登録シート、写真データ、食品の場合は食品ラベル等、その他必要に応じ市が提出を求めるもの（営業許可証の写しなど）

- （2）市は、前号の提出書類の内容を審査の上、適当と認めたときは、返礼品の追加・変更について決定し、その旨を協力事業者に通知します。

8. 協力事業者資格の更新

協力事業者資格の有効期間は通知日から令和 10 年 3 月 31 日までとします。

令和 10 年 4 月 1 日以降の資格更新を希望される場合は、令和 10 年 2 月 28 日までに以下に示す書類を提出してください。

<提出書類>

(ア) 枚方市ふるさと寄附金 返礼品協力事業者資格の更新に関する確認書

(イ) 滞納無証明書

※枚方市に納税義務を有しない場合は、「納税証明書（法人：様式その 3 の 3、個人：様式その 3 の 2）」（いずれも提出日から 3 カ月以内に発行されたもの）

(ウ) 誓約書

(エ) 事業者登録シート、お礼品登録シート、写真データ、食品の場合は食品ラベル等、その他必要に応じ市が提出を求めるもの（営業許可証の写しなど）

9. 書類の提出先、お問い合わせ先

枚方市役所 市長公室 広報プロモーション課

〒573-8666 枚方市大垣内町 2-1-20 枚方市役所 別館 3 階

電話：072-841-1258

FAX：072-846-5341

Mail：furusato-kifu@city.hirakata.osaka.jp

10. 全体のスケジュール

枚方市	協力事業者
★新規登録希望事業者すべてに事前説明を行います。	
	① 食品の場合のみ、保健所等に <u>営業許可等</u> に関する確認※事前説明時にチェックリスト等をお渡しします。
②申込受付（随時）、内容確認・審査（通常 2 週間程度。食品の場合のみ、保健所等に表示に関する確認）。 ※並行して、総務省へ確認依頼。総務省締め切り後 1～2 ヶ月程度。	
③ふるさと寄附金返礼品協力事業者の決定通知書の送付	
	④委託事業者と契約、ポータルサイト掲載準備（CMS 上で申請）。
⑤総務省の確認が終わり次第、返礼品提供開始	

11. 協力事業者及び返礼品の登録抹消

市は、登録された返礼品事業者または返礼品が次の（ア）～（ウ）のいずれかに該当した場合、当該事案を審査します。審査の結果、継続が認められないとの判断に至った際は、枚方市ふるさと寄附金返礼品協力事業者または返礼品の登録を抹消します。なお、協力事業者に虚偽の申請、法令等違反等の事由があり、それにより本市に損害を及ぼした場合、本市は当該協力事業者に対して、損害の賠償を請求することがあります。

- （ア）本要項 3 および 4 に定める要件に適合しなくなった場合
- （イ）提出書類に虚偽があった場合
- （ウ）市に損害を及ぼす行為があった場合

12. 協力事業者の責務

- （１）協力事業者は、提供した返礼品の品質、性能等に関する苦情、事故に対しては、責任を持って誠実に対応すること。
- （２）協力事業者は、お礼品登録シートに記載した内容（数量、原材料、生産地、消費期限等）に相違なく、正しく返礼品を提供すること。
- （３）協力事業者は、前項の責務を果たすため、関係法規の遵守や、返礼品の提供において適切かつ十分な品質管理を行うこと。なお、返礼品の品質を確保するため、本市及び委託事業者は協力事業者に対し必要な調査や状況確認に係る資料の提出等を求めることがあるので、その指示に従うこと。
- （４）協力事業者は、お礼品登録シートに記載した内容（数量、原材料、生産地、消費期限等）と相違のあるものを提供した場合やその恐れのある場合は、正しいものを再提供又は同等の措置を講じること。
- （５）返礼品の内容や生産拠点等を変更しようとするときは、事前に本市及び委託事業者に報告すること。
- （６）協力事業者は、取り扱う返礼品に対応する地場産品基準や食品表示法において遵守すべき事項が記載された書類を整備し、保存すること。
- （７）協力事業者は、次のいずれかに該当するときは、速やかに市及び委託事業者へ申し出ること。
 - （ア）返礼品の在庫不足等で発送に遅延が生じたとき
 - （イ）返礼品の品質及び発送過程等で事故が生じたとき
 - （ウ）その他市への申し出事項に変更が生じたとき
- （８）協力事業者は、本事業の広報を目的としたホームページ、パンフレット等の製作に必要な協力を行うこと。また、市は協力事業者から提供された写真やお礼品登録シートに記載されている文言について、ポータルサイトへの掲載をはじめとする、本事業の広報活動に利用する。

13. その他留意事項

本要項に記載のない事項が発生した場合、協力事業者は本市と協議のうえ、必要な対応を行うものとします。

平成 31 年総務省告示 179 号第 5 条（地場産品に係る基準）
（令和 6 年 6 月一部改正）

- 1 当該地方団体の区域内において生産されたものであること。
- 2 当該地方団体の区域内において返礼品等の原材料の主要な部分が生産されたものであること。
- 3 当該地方団体の区域内において返礼品等の製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているものであること。ただし、当該工程が次に掲げるものである場合には、それぞれに定めるものに限ることとする。
 - イ 食肉の熟成又は玄米の精白 当該地方団体の属する都道府県の区域内において生産されたものを原材料とするもの
 - ロ 製品の企画立案その他の当該製品に実質的な変更を加えるものでない工程 当該製品の製造業者により、当該製品の価値の過半が当該地方団体の区域内で生じている旨の証明がなされたもの
- 4 返礼品等を提供する市区町村の区域内において生産されたものであって、近隣の他の市区町村の区域内において生産されたものと混在したもの（流通構造上、混在することが避けられない場合に限る。）であること。
- 5 地方団体の広報の目的で生産された当該地方団体のキャラクターグッズ、オリジナルグッズその他これらに類するものであって、形状、名称その他の特徴から当該地方団体の独自の返礼品等であることが明白なものであること。
- 6 前各号に該当する返礼品等と当該返礼品等との間に関連性のあるものとを合わせて提供するものであって、当該返礼品等が主要な部分を占めるものであること。
- 7 当該地方団体の区域内において提供される役務その他これに準ずるもの（宿泊（飲食を伴うものを含む。以下同じ。）の提供に係る役務を除く。）であって、当該役務の主要な部分が当該地方団体に相当程度関連性のあるものであること。
- 7 の 2 当該地方団体の区域内に所在する宿泊施設であって、当該地方団体の属する都道府県の区域内においてのみ宿泊施設の運営を行う者が運営するもの（フランチャイズチェーン等の方式により、当該地方団体の属する都道府県の区域外に所在する宿泊施設のブランド名を冠するものを除く。）における宿泊の提供に係る役務であること。
- 7 の 3 当該地方団体の区域内に所在する宿泊施設における宿泊の提供に係る役務であって前号に該当しないもののうち、次のいずれかに該当するものであること。
 - イ 当該役務の調達に要する費用の額が一夜につき一人当たり五万円を超えないもの
 - ロ 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）第二条第一項の規定により特定非常災害として指定された非常災害に際し災害救助法（昭和二十二年法律第百八号）が適用された同法第二条第一項に規定する災害発生市町村の属する都道府県の区域内の地方団体により提供されるもの（特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第二条第一項の特定非常災害発生日から起算して一年を経過する日の属する指定対象期間において提供されるものに限る。）

7の4 当該地方団体の区域内において地域のエネルギー源により発電された電気であること。

8 次のいずれかに該当する返礼品等であること。

イ 市区町村が近隣の他の市区町村と共同でこれらの市区町村の区域内において前各号のいずれかに該当するものを共通の返礼品等とするもの

ロ 都道府県が当該都道府県の区域内の複数の市区町村と連携し、当該連携する市区町村の区域内において前各号のいずれかに該当するものを当該都道府県及び当該市区町村の共通の返礼品等とするもの

ハ 都道府県が当該都道府県の区域内の複数の市区町村において地域資源として相当程度認識されているもの及び当該市区町村を認定し、当該地域資源を当該市区町村がそれぞれ返礼品等とするもの

9 震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害により甚大な被害を受けたことにより、その被害を受ける前に提供していた前各号のいずれかに該当する返礼品等を提供することができなくなった場合において、当該返礼品等を代替するものとして提供するものであること。

**枚方市内において返礼品等の製造、加工その他の工程のうち
主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているもの**

当該工程が「主要な部分」と言えるかどうかについては、当該工程を経て完成した当該返礼品等の重量や付加価値のうち、半分以上を一定程度以上上回る割合が当該工程によるものであること等により判断します。加えて、ふるさと納税の募集に際し、その旨をポータルサイト上等に明記しなければなりません。

また、製造、加工その他の工程によって相応の付加価値が生じていると判断するためには、製造元が仕入れた原材料等の価格に対し、製造元が販売する製品の売価が枚方市内で 50%以上の付加価値を加えたものであることが基準となります。さらに、「製造、加工その他の工程」が食肉の熟成、または玄米の精白である場合には、これらの原材料が大阪府内にて生産されたものである必要があります。

なお、関税法施行規則（昭和 41 年大蔵省令第 55 号）において、実質的な変更を加える加工又は製造に該当しない例として、次の通り示されています。

（参考）実質的な変更を加える加工または製造に該当しない例

- ・ 輸送又は保存のための乾燥、冷凍、塩水漬けその他これらに類する操作・単なる切断
- ・ 選別・ビン、箱その他これらに類する包装容器に詰めること・改装・仕分け・製品又は包装にマークを付け又はラベルその他の表示を張り付け若しくは添付すること・単なる混合・単なる部分品の組立て及びセットにすること

（例）Aは市内加工品、Bは市外加工品、ともに売価 1,000 円

商品 A		商品 B		1,000 円（売価）
市内加工 付加価値 800 円 原材料代 200 円		付加価値 （＝手数料） 700 円 仕入れ 300 円		
				0 円

商品 A 800 円（市内加工付加価値）÷1,000 円（売価）×100=80%

付加価値が 50%を超えているので地場産品として該当

商品 B 0 円（市内加工付加価値）÷1,000 円（売価）×100=0%

付加価値が 50%を超えていないので地場産品として該当しない

※本項目においては、国より調査が入った場合、算出根拠等を提出することとなります。